

大阪市告示第308号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪産業創造館について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪産業創造館条例（平成 12 年大阪市条例 45 号）第 18 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 6 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 施設の名称

大阪産業創造館

2 指定管理者

公益財団法人 大阪産業局

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号

理事長 立野 純三

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（経済戦略局産業振興部企業支援課）